健康福祉課からの

障がい者福祉制度

●特別児童扶養手当

• 受給対象者

20歳未満で、精神または身体に中度以上の障がい のある児童を養育している父か母、もしくは父母に 代わって養育している方。

• 手当月額

1級 50,750円 2級 33,800円

●特別障害者手当

• 受給対象者

20歳以上で、精神または身体に著しく重い障がい があるため、日常生活において常に特別の介護を必 要とする在宅で生活している重度障がい者

次のいずれかに該当する場合、支給されません。 ①身体障がい者療護施設や養護老人ホームなどに 入所している。

②病院または診療所などに継続して3ヶ月以上 入っている。

· 手当月額 26,440円

※認定請求をした月の翌月から支給開始。受給資格 者またはその扶養義務者などの前年の所得に応じ て、所得の制限があります。

●障害児福祉手当

• 受給対象者

20歳未満で、精神または身体に著しく重い障がい があるため、日常生活において常に特別の介護を必 要とする在宅で生活している重度障がい者

· 手当月額 14,380円

※認定請求をした月の翌月から支給開始。受給資格 者またはその扶養義務者などの前年の所得に応じ て、所得の制限があります。

かる世 を を を を

又带障

が

17

者又

は重

度

 $\widehat{\sigma}$

at (ハートフのある方や高齢ののある方や高齢ののあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがある。 は、ハートフのまな施設にいまな施設にいまな施設にいまな施設にいまる。

ル方方利設

フるの

帯知で的

世が

帯い

員者

全員が

町神

民障

●福祉用具の交付・給付・貸与

身体障害者手帳を所持する方を対象に給付(修 理) します。

「補装具名]

車いす・電動車いす・歩行器・補聴器・義手・義 足など

· 日常生活用具

身体障害者手帳または療育手帳を所持する方に給

ただし、障がい種別や等級により、給付が限られ ています。

特殊寝台・特殊便器・盲人用時計・歩行支援用 具・入浴補助用具・火災警報器など

●上益城圏域障がい者相談支援事業

上益城圏域にお住まいの障がい者の方やそのご家 族等を対象に、相談支援専門員が相談に応じ必要な 支援を行います。

相談先

[知的障がい・身体障がい]

障害者地域生活支援センター「かけはし」

本田相談員

甲佐町津志田2472 あゆの里学園内 096 - 234 - 4311

[精神障がい]

金 () 病 育 手 等 う 期

料帳限

指定相談支援事業所「アントニオ」

定な納護

額つめ、等

年場加が

恵濃相談員

益城町惣領1530

096 - 286 - 3769

*こちらに記載している割引等につい *こちらに記載している割引等につい ・心身障害者扶養共済制度 ・心身障がい児(者)を扶養する保 加入者となり、毎月一定の掛け金を 会に、心身障がい児(者)に終身一定 合に、心身障がい児(者)に終身一定 会を支給する任意加入の制度です。 金を支給する任意加入の制度です。 金を支給する任意加入の制度です。 を呈示し、確認を受け、所定の料金(をとが、身体障害者手帳又は療 を呈示し、確認を受け、所定の料金(をとが、身体障害者手帳又は療 をとないます。 等 制 ます。いて、

級は に事

お知らせ

保険給付について○医療費が高額になっ ● ○入院するとき……「 限度額までとなりま 限度額までとなりま き……(療養費の一数 き……(療養費の一数 き……(療養費の一数 を……(ま)

き

度額

を

た分(高額

なったとき……(葬祭費: ・・(出産育児一時金:42万つたり購入したときや柔ったり購入したときや柔いのたりはないにない。) ます。(所得区分により) ます。(所得区分により) ます。(限度額適用認定証」

じて払い戻しがさや柔道整復師でさや柔道整復師でにより限度額がは

の決よ

・受けたと

り窓

Ō

支払が

ご相談、

山都町役場

健康福祉課 電話:72-1173

72 - 1229

お問い合わせは 清和総合支所 健康福祉課 電話:82-2111

Ŏ

お

・お 県の

健康福祉課 電話:83-1111

国民健康保険(記述を) はるためにかかることが付金等を基に山都になまざまな理由で医安定した保険医療のかかりはるためにも、医療のかかりによう。

国保に加入する人 〇お店などを経営し 〇と職して職場の健 していない人 りある人 日本の人 国籍の人 国籍の人 国籍の人 国籍の人 日本では、世帯ご いますが、

健康保険などをなしている自営業な いて、 年 以上日 め農 8)た人や職場の健康4/辰業、漁業などを営~ 本に滞在す る も Ŏ と認 吹などに加いいる人 8 ĥ

が世 すめ 税

国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に国保担当窓口に届出が必要です。
○ほかの市町村から転入、転出するとき(75歳になって対象となると
○と活保護を受けなくなったときややめたとき
○後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳になって対象となるときの届出は不要です。)
※交通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け
※本文通事故などの第三者行為で負傷し治療を受けたときは、直ちに届け

2、世帯の一人ひとり世帯ごとに加入し、

性由で医療配化や医療に山都町がきいとができる (国保) かり方や薬のもらい方を見直し、適正な受診を、医療費の節約に取組む必要があります。保険税は、国で医療費は年々増加しています。このまま増え続いできるように、加入者のみなさんの保険税と国いができるように、加入者のみなさんの保険税と国いができるように、加入者のみなさんの保険税と国民(国保)とは、病気やけがをしたときに、安心していない。 国て

医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支 **障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。また、** 休日・夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として被保険者の皆様に御負 担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。

- ・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診し ようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- ・夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談(#8000)の利用を考えましょう。 小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。
 - *熊本県小児救急電話相談が利用できる時間は毎日・夜間午後7時~午前0時までです。
 - * 雷話096-364-9999でも受け付けています。
- ・分かりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や 投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不守などがあるときには、 そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。
- ・薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。(薬のもらいすぎに注意しましょう。)
- ・薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を 医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも 守くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用 について相談にのってもらうことができます。

ことがどいり

~必者等 場場 場場 場